

笠岡市保健センター 利用許可申請書

平成 年 月 日

指定管理者
社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会会長 殿

申請者

住所

氏名

団体名

連絡先

笠岡市保健センター条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

利用日	平成 年 月 日 (曜日)		
利用の目的			利用人員 人
利用施設 利用時間	大研修室 (ギャラクシーホール)	時 分 ~ 時 分	無
	研修室	時 分 ~ 時 分	
入場料等	徴収する (円) ・ 徴収しない		
販売・売買契約等	有 (内容:) ・ 無		
冷暖房利用の有無	有	大研修室(ギャラクシーホール) 時間	無
		研修室 時間	
利用責任者	連絡先	() -	

※下記の欄は記入しないで下さい。

上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。

許可	局長	次長	係長	受付者
平成 年 月 日 ()				

基本利用料			冷暖房利用料	利用料合計
基本利用料	減免・加算	減加算後額	(1時間 2,000円)	
大研修室 円	(%)	円	円・免除	
研修室 円	(%)	円	(1時間 200円)	
			円・免除	
計 円	計 円	計 円	円	

※利用上の注意（利用にあたっては、笠岡市保健センター条例及び同施行規則を遵守願います）

- 1 利用者は許可を受けた目的以外に利用し、利用の権利を譲渡し、又は転化することはできません。
- 2 利用時間とは、行事に実際利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含みます。
- 3 利用前、利用後は係員までお知らせ下さい。
- 4 定められた場所以外で飲食はしないで下さい。
- 5 許可を受けないで壁、柱などにはり紙・ピン、又はくぎを打たないで下さい。
- 6 備え付けの器具を利用するときは、係員に届けて許可を受けて下さい。
- 7 利用者は使ったとき（利用許可の取り消し、又は停止を受けたときを含む）は、直ちに設備器具を原状に復し、清掃し係員の点検を受けなければなりません。
- 8 利用者が前項の義務を履行しないときは、原状に復するに要した費用を利用者から徴収します。
- 9 利用者は施設、器具等を損傷したとき、その損害を賠償しなければなりません。
- 10 保健センターの利用を取消（変更）する場合、取消（変更）申請書を利用日前30日までに提出されたときは既納利用料の半額を還付します。
- 11 保健センターは全館禁煙となっています。
- 12 駐車スペースには限りがございますので、出来るだけ乗り合わせてご来場して頂きますようお願いいたします。なお、その他の場所に駐車をし、近隣に御迷惑にならないようご配慮をお願いいたします。
- 13 駐車場には係員はおりませんので、出入りの際には十分気を付けてください。なお駐車場内の事故・盗難等に関しまして責任はお持ちできませんので、各自で気を付けてください。
- 14 **大研修室（ギャラクシーホール）には、階段が多くあり危険を伴うため、利用者に注意を喚起してください。特に会場内が暗い場合は、席を立たないように事前に放送等で案内してください。**

保健センター利用料表

利用時間		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前9時から 午前12時	午後1時から 午後5時	午後6時から 午後9時	午前9時から 午後5時	午後1時から 午後9時	午前9時から 午後9時
大 研 修 室	平日	7,850円	9,130円	10,830円	16,880円	19,850円	25,800円
	土日祝日	9,340円	10,830円	12,740円	20,070円	23,680円	31,010円
研 修 室		1,060円	1,480円	1,910円	2,540円	3,390円	4,140円

使用者が、入場料又はこれに類するものを徴収するときは、基本利用料の10分の5に相当する額を加算する。

冷暖房利用料

大 研 修 室	1時間	2,000円
研 修 室	1時間	200円

1時間未満の端数は、1時間とする。